

放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について(平成 6 年 2 月 1 日 消防予第 22 号)新旧対照表(案)  
(下線部は変更箇所)

旧	新
<p>「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 音声警報音のメッセージについて (1) メッセージの例 告示基準第 4、<u>4</u>(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする <u>よう指導されたい。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 音声警報音のメッセージについて (1) メッセージの例 告示基準第 4、<u>3</u>(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする <u>こと。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) <u>外国人に配慮したメッセージ</u> <u>(1)に定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置すること。</u></p> <p>ア <u>日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加すること。</u> <u>ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語(北京語)や韓国語その他の外国語を英語に代えて、または、日本語と英語の後に付加しても差し支えないこと。</u></p> <p>イ <u>メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くならないよう、4ヶ国語以内とし、告示基準 4、4(1)に定める放送の 1 単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあっては約 60 秒以内、火災放送にあっては約 90 秒以内を目安として、できる限り短くすること。</u></p> <p>ウ <u>感知器発報放送、火災放送及び非火災報</u></p>

<p>(2) <u>メッセージの特例</u></p> <p>ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。</p> <p>イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1) _____ に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p><u>放送で使用する外国語は同一のものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>エ メッセージは努めて理解し易い表現と</u> <u>すること。</u></p> <p>(3) <u>メッセージの特例</u></p> <p>ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。</p> <p>イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1) <u>及び</u> (2) に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。</p> <p>以下（略）</p>
---	---